

男女共同参画社会基本法第13条に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

資料3

目指すべき社会

当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されており、「昭和の働き方」ともいべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 | (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0） |
| (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 | (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動 |
| (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存） | (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災） |
| (4) 法律・制度の整備（働き方改革等） | (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流 |

基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠。あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要。
- ② 指導的地位に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度にし、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ③ 男女共同参画は男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくもの。男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要。
- ④ 人生100年時代を見据え、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられ、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備。
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組むこと。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を強化。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことによる、女性が安心して暮らせるための環境整備。
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透。防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が展開されるよう、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。

■ 国の第5次男女共同参画基本計画（概要）

政策

I あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合30%程度の達成と更なる上昇を。 ・政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大
	② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業の取得促進のための新たな枠組みの導入、休業制度の周知 ・就活セクハラ防止のための実態把握、関係省庁における連携強化 ・リカレント教育の推進と学び直しの充実を図る。
	③ 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏への若い女性の流出を防ぐため、地域における女性活躍と男女共同参画推進 ・女性農林水産業者の活躍推進 ・女性の居場所と出番づくり
	④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件 ・女性生徒の理工系進路選択の促進
II 安全安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・生命を大切に教育の充実や、SNS等を活用した若年層に届きやすい啓発活動の展開 ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化
	⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等への総合的な支援を展開 ・高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	⑦ 生涯を通じた健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事の両立に関する職場環境の整備 ・予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性に対する、処方箋なしでの緊急避妊薬利用の検討
	⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災会議における女性委員の割合を増大する取組を促進 ・女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の適用拡大と第3号被保険者について縮小する方向での検討 ・旧姓の通称使用拡大
	⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長や教育委員、校長、教頭など意思決定過程への女性の登用推進 ・「男女共同参画週間」などの実施などを通じた男女共同参画に関する意識の浸透
	⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる。
IV 推進体制の整備・強化		